

令和 2 年

西川町議会第 4 回臨時会議案書

議 事 日 程

議事日程第1号

令和2年11月30日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長あいさつ
日程第4 議案の上程
議第 51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 提案理由の説明
日程第6 議案の審議・採決
議第 51号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(閉 会)

議第 51 号

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 西川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和 46 年 3 月町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 122.5」に改める。

第 2 条 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 125」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の改正を行うため、提案するものである。

令和 2 年 11 月 30 日提出

西川町長 小 川 一 博